

第十九回国会 衆議院 厚生委員会 議 録 第八号

昭和二十九年三月二十四日(水曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 俊恩君

理事中川源一郎君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君

越智 茂君 助川 良平君

寺島隆太郎君 山下 春江君

滝井 義高君 萩元たけ子君

杉山元治郎君

出席政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君

厚生事務官 安田 巖君

(社会局長)

厚生技官(公 楠本 正康君

衆衛生局長 衛生部長

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

二月二十二日

委員中野四郎君辭任につき、その補

欠として古井喜實君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員古井喜實君辭任につき、その補

欠として中野四郎君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十四日

委員高橋等君辭任につき、その補欠

として大久保武雄君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十二日

日雇労働者健康保険法の一部を改正

する法律案(内閣提出第四二二号)

身体障害者福祉法の一部を改正する

法律案(内閣提出第四六六号)(予)

児童福祉法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四七七号)(予)

同月二十三日

消費生活協同組合法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五五号)

同月十八日

クルーニング業法に於ける請願

(荒船清十郎君紹介)(第一八一九号)

国立福知山病院に患者輸送用自動車

整備に関する請願(大石ヨシエ君紹

介)(第一八二六号)

昭和二十九年国立公園施設費増額

に関する請願(星島二郎君紹介)(第

一八二七号)

同(只野直三郎君紹介)(第一八二八

号)

社会保険費及び公共事業費全額国庫

補助に関する請願(館後三君紹介)

(第一八二九号)

米谷町地内北上川排水暗渠、復旧工

事施行に関する請願(内海安吉君紹

介)(第一八三〇号)

戦没者遺族に甲府金等支給に関する

請願(大石ヨシエ君紹介)(第一八三

一号)

戦没者遺族に甲府金支給に関する請

願(大石ヨシエ君紹介)(第一八三二

号)

雲仙、阿蘇及び霧島国立公園施設整

備促進に関する請願(池田清志君紹

介)(第一八三三三号)

健康保険事業強化に関する請願(中

村時雄君紹介)(第一八三四号)

国民健康保険事業強化に関する請願

(熊谷憲一君紹介)(第一八三五号)

国立神戸療養所増築に関する請願

(大石ヨシエ君紹介)(第一八三六号)

社会福祉事業振興に関する請願外一

件(只野直三郎君紹介)(第一八三七

号)

国民健康保険団体所屬保健婦の設置

費国庫補助に関する請願外五件(只

野直三郎君紹介)(第一八三八号)

医師実地修練改善に関する請願(只

野直三郎君紹介)(第一八三九号)

昭和二十九年社会保険費確保に關

する請願(只野直三郎君紹介)(第一

八四〇号)

保育所設置費国庫補助増額に関する

請願(只野直三郎君紹介)(第一八四

一号)

昭和二十九年生活保護費増額に關

する請願(山花秀雄君紹介)(第一八

四二二号)

社会保険費減額反対に関する請願

(甲斐政治君紹介)(第一八四三三三

同(伊東岩男君紹介)(第一八四四三

同(黒澤幸二君紹介)(第一八四五三

同月二十日

クルーニング業法における試験制度

存続に関する請願(笹本一雄君紹介)

(第一九二六号)

クルーニング業法に於ける請願

(笹本一雄君紹介)(第一九三二二二

社会保険費減額反対に関する請願外

六件(伊瀬幸太郎君紹介)(第一九五

六号)

国民健康保険団体所屬保健婦の設置

費国庫補助に関する請願(山口好一

君紹介)(第一九五七七号)

同外二件(只野直三郎君紹介)(第一

九五八八号)

同(高橋等君紹介)(第一九五九号)

国民健康保険事業強化に関する請願

(田中稔男君紹介)(第一九六〇号)

社会保険における暖房料認可に關

する請願(佐々木更三君紹介)(第一

九六二二号)

社会保険費増額に関する請願(菊川

忠雄君紹介)(第一九六三三三三

同外一件(只野直三郎君紹介)(第一

九六四四号)

同月二十二日

国民健康保険団体所屬保健婦の設置

費国庫補助に関する請願(福田昌子

君紹介)(第二二二三二二二

社会保険費減額反対に関する請願

(片島港君紹介)(第二二二三三三三

昭和二十九年国立公園施設費増額

に関する請願(大石ヨシエ君紹介)

(第二二四四四四四

大麻取締法廃止に関する請願(船越

弘君紹介)(第二二四七七七

同月二十三日

クルーニング業法における試験制度

存続に関する請願(福田繁考君紹介)

(第二二八〇〇〇〇

理容師美容師法廃止反対に関する請

願(佐々木盛雄君紹介)(第二二八一

号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十日

国立予防衛生研究所廃止反対の陳情

書(東京都地方衛生研究所全国協議

会長新井養老)(第九一〇号)

国民健康保険に関する陳情書(神奈

川県国民健康保険団体連合会理事長

鈴木十郎)(第九一一号)

現行保健婦助産看護婦法の維持に

関する陳情書(名古屋市立大学病院

大岩つゆ子外百二名)(第九一二号)

結核対策に関する陳情書(香川県丸

龜市大手町四番地高木吾市)(第九一

三三三三三

結核患者の完全治療のための国家補

償に関する陳情書(福井労働衛生管

理者協会会長多田与三郎)(第九一四

号)

狂犬病予防法の改正に関する陳情書

(大阪市獣医師会会長野田照美)(第

九一五五五

社会福祉行政権の町村還元に關する

陳情書(徳島県町村会長朝桐猪平)

(第九一六六六

社会福祉事業振興会の資金確保に關

する陳情書(社会福祉法人宮崎県社

会福祉協議会会長荒川岩吉)(第九一

七七七

福祉事務所移管に関する陳情書

(東京都渋谷区議会議長春山力造)

(第九一八八八

同月二十三日

社会福祉事業振興会の資金に關する

陳情書(新潟県社会福祉協議会会長

村田三郎)(第九一八二二二

社会福祉事業振興会法による貸付資

金確保に関する陳情書（松山市第一回愛媛県社会福祉事業大会会長久松定武）（第九八三号）

児童福祉行政指導監督事務費の国庫補助金交付の陳情書（鳥取県議会議長長谷川榮一）（第九八四号）

昭和二十九年年度国立公園事業費の増額に関する陳情書（鳥取県議会議長長谷川榮一）（第九八五号）

社会保険制度の推進に関する陳情書（愛媛県市町村吏員健康保険組合理事長石井朝一）（第一〇二三号）

国民健康保険制度確立に関する陳情書（愛媛県知事久松定武）（第一〇二四号）

社会福祉事業振興会の運営資金確保に関する陳情書（仙台市宮城県官城黒川地方社会福祉協議会会長杉沼栄治郎）（第一〇二五号）

同（福井県大飯郡佐分利村保育所田中エツ）（第一〇二六号）

保育所の定員制等に関する陳情書（群馬県北群馬郡波川町第一保育所長佐藤力外四）（第一〇二七号）

国立寺泊療養所の復興に関する陳情書（新潟市西堀通八番地新潟県医師会長島居恵二）（第一〇二八号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

小委員会設置に関する件

狂犬病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）

（内閣提出第四七号）（予）消費生活協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）

○小島委員長 これより会議を開きます。

まず小委員補欠選任の件についてお諮りいたします。清掃事業に関する小委員でありました助川良平君が去る十八日に委員を辞任されたに伴いまして、同小委員会に欠員を生じましたので、その補欠選任を行いたいと存じますが、選任の手續に關しましては委員長より指名するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議もないようですから、再び委員となられました助川良平君を同小委員に指名いたします。

○小島委員長 次に狂犬病予防法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を続行したいと存じます。質疑はございませんか。――本案については格別の質疑もないようでありますから、本案の質疑は終了したものと認めるに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議もないようですから、本案の質疑は終了したものと認めます。

次に本案の討論に入る都合でございますが、これは次会に譲ります。

○小島委員長 次に日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案及び消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

る法律案の四法案を一括して議題とし審査に入ります。まず中山政務次官より各法案の趣旨の説明を聴取したいと存じます。中山厚生政務次官。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「三箇月」を「六箇月」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三の次に次の一条を加える。

第十八条ノ四 日雇健康勤定ノ積立金ハ日雇労働者健康保険事業經營上ノ財源ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限り同勤定ノ歳入ニ繰入ルコトヲ得

3 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表社会保険審議会の項中「船員保険事業」を「日雇労働者健康保険事業、船員保険事業」に改める。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 費用（第三十五条―第三十七条の二）」を「第四章 費用（第三十五条―第三十八条）」に、

「第五章 雑則（第三十八―第四十条）」を「第五章 雑則（第三十九―第四十一条）」に改める。

第五条第一項中「失明者更生施設」の下に「、ろうあ者更生施設」を加える。

第六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 中央身体障害者福祉審議会は、身体障害者の福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はこれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をする事ができる。

第九条第一項中「社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）」の規定により設置する福祉に関する事務（以下「福祉事務所」という。）を「その設置する福祉事務所に改め、同条を第九条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（援護の実施機関）

第九条 この法律に定める身体障害者に対する援護は、居住地を有する身体障害者については、その居住地を管轄する福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理

する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者については、その現在地の都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項但書の規定により収容されている身体障害者については、その者が収容前に居住地を有した者であるときは、その居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が、その者が収容前に居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、収容前におけるその者の所在地の都道府県知事が、この法律に定める援護を行うものとする。

3 市町村長は、この法律の規定によりその権限に属する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第十一條第二項中「行うところとする。」を「行うとともに、必要に応じて、補装具の処方及び適判定を行ふところとする。」に改める。

第十二條中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「援護の実施機関」という。）を「都道府県知事」に改める。

第十五條第一項中「都道府県知事に」を「その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に」に改める。

第十九條を次のように改める。

（更生医療）

第十九條 援護の実施機関は、身体障害者が更生するために医療が必

要とする。

市町村長は、この法律の規定によりその権限に属する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第十一條第二項中「行うところとする。」を「行うとともに、必要に応じて、補装具の処方及び適判定を行ふところとする。」に改める。

第十二條中「都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「援護の実施機関」という。）を「都道府県知事」に改める。

第十五條第一項中「都道府県知事に」を「その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に」に改める。

第十九條を次のように改める。

（更生医療）

第十九條 援護の実施機関は、身体障害者が更生するために医療が必

要とする。

要であると認めるときは、その者の申請により、その更生のために必要な医療（以下「更生医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて更生医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、更生医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 更生医療の給付は、左のとおりとする。

一 診療
二 薬剤又は治療材料の支給
三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施設

四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

4 更生医療の給付は、厚生大臣が次条の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

第十九条の次の六条を加える。

（医療機関の指定）

第十九条の二 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、前条の規定による更生医療を担当させる病院又は診療所を指定する。

2 指定医療機関は、前条の規定による更生医療の外、児童福祉法第二十一条の三の規定による育成医療及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第十七条の規定による更生医療を担当するものとする。

3 指定医療機関は、三十日以上の前告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

4 指定医療機関が次条の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

児童福祉法の規定による育成医療又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、同様とする。

5 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

6 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消を行うに当つては、あらかじめ中央身体障害者福祉審議会の意見を聞かなければならない。

（指定医療機関の義務）

第十九条の三 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に更生医療を担当しなければならない。

（診療方針及び診療報酬）

第十九条の四 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることできないと

き、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が定めるところによる。

（医療費の審査及び支払）

第十九条の五 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができると認められる額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（報告の請求及び検査）

第十九条の六 厚生大臣又は都道府県知事は、指定医療機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定診療報酬の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該医療機関について、その管理者の同意を得て、実際に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求め

に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該指定医療機関に対する都道府県又は市町村の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

（支給費用の額）

第十九条の七 第十九条第一項の規定によつて支給する費用の額は、第十九条の四の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。但し、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することとができる。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

（補装具）

第二十条 援護の実施機関は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作者若しくは修理業者（以下「業者」という。）に委託して行い、又は援護の実施機関が自ら行うものとする。

（受託報酬）

第二十一条 前条第三項の規定により補装具の交付又は修理の委託を受けた業者が都道府県又は市町村に対して請求することができると認められる額は、厚生大臣が定める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（支給費用の額）

第二十一条の二 第二十条第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求することのできる報酬の例により算定した額とする。但し、当該身体障害者又はその扶養義務者に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することとができる。

第二十五条第一項中「盲人その他の身体障害者で政令で定めるもの」を「身体障害者」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（収容等）

第二十八条の二 国又は第二十七条第二項若しくは第三項の規定により身体障害者更生援護施設を設置した都道府県若しくは市町村は、身体障害者の申請があつたとき、又は第十八条第一項第三号の規定に基づいて援護の実施機関からの紹介があつたときは、それぞれ、その設置する当該施設に収容し、又はそれを利用させなければならない。但し、その施設の収容能力その他の理由によりやむを得ないと

四

より都道府県が行う指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務の委託に要する費用

が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を指定医療機関又は業者に支払つた

- 3 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
- 4 両眼による視野の二分一以

れる障害
附則
(施行期日)

7 この法律の施行の際に在る者
更生施設を経営している者で、
国、都道府県、市町村及び社会福

社法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三箇月間は、社会福祉事業法第五十七條第二項の規定を適用しない。

8 前項に規定する者が、同項の期間内に第五項に規定する事項及び社会福祉事業法第五十七條第三項各号に掲げる事項を当該施設の所在地の都道府県知事に届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

9 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第五條第三号中「補装具等」を「補装具」に改める。

第十七條の見出しを「更正医療」に、同条第一項中「更正医療の給付を行うことができる」を「その更正のために必要な医療（以下「更正医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて更正医療を要する費用を支給することができる。」に改め、同条第三項中「厚生大臣の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、」を「厚生大臣が身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九條の二第二項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第四号中「病院」の下に「又は診療所」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による費用の支給

は、更正医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

第十九條の見出しを「医療費の審査及び支払」に改め、同条第三項中「又は医療に関する審査機関で厚生省令で定めるもの」を削り、同項の次に次の一項を加える。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第二十條の次に次の一項を加える。

（支給費用の額）

第二十條の二 第十七條第一項の規定によつて支給する費用の額は、第十八條の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。

第二十一條の見出し中「補装具等」を「補装具」に改め、同条第一項中「盲人安全つえ若しくは」を削り、同条第二項中「盲人安全つえ又は」を削る。

第五十條中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を「身体障害者福祉法」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）」

第五十三條第三項の下に「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九條の五

第三項」を、「生活保護法第五十三條第四項」の下に「身体障害者福祉法第十九條の五第四項、戦傷病者戦没者遺族等援護法第十九條第四項」を、同条第三項中「保険者」の下に「国」を加える。

第十九條中「都道府県知事」を「国、都道府県、市又は社会福祉事業法に規定する福祉に関する事務所を設置する町村」に改める。

（生活保護法の一部改正）

生活保護法の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「診療内容及び診療報酬を審査するため」を「診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため」に、「当該吏員」を「当該官吏若しくは当該吏員」に改める。

第八十六條第一項中「当該吏員」を「当該官吏若しくは当該吏員」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第五十二號の四中「身体障害者更生援護施設等の設備」の上に「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の定めるところにより、医療機関を指定し、更正医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに」を加える。

第二十六條の二第二項中「重度の身体障害を有する旧軍人軍属等」を「旧軍人軍属又は身体障害者」に改める。

者福祉法に規定する身体障害者であつて、重度の身体障害を有するもの」に改める。

（地方税法の一部改正）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十條第一項中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）」の下に「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を加える。

第九十三條第一項中「未帰還者留守家族等援護法」の下に「身体障害者福祉法」を加える。

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一号を次のように改正する。

第二十一條の三を次のように改める。

第二十一條の三 都道府県知事は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療（以下「育成医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、育成医療の給付が困難であると認められる場合に限り、これを行うことができる。

育成医療の給付は、左のとおりとする。

一 診療

二 薬劑又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

育成医療の給付は、厚生大臣が身体障害者福祉法第十九條の二第二項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託してこれを行うものとする。

指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に育成医療を担当しなければならぬ。

第二十一條の三の次に次の七條を加える。

第二十一條の四 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が定めるところによる。

第二十一條の五 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

指定医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬

支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

都道府県は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第二十一条の六 厚生大臣又は都道府県知事は、指定医療機関の診療報酬の請求が適正であるかを調査するため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に對して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実施に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該指定医療機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

第二十一条の七 第二十一条の第三項の規定により支給する費用の額は、第二十一条の四の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

第二十一条の八 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた児

童に對し、盲人安全つえ、補聴器、義し、装具、車いすその他厚生大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、これを行うことができる。

第一項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者（以下「業者」という。）に委託してこれを行い、又は都道府県知事が自らこれを行うものとする。

第二十九条の九 前条第三項の規定により補装具の交付又は修理の委託を受けた業者が都道府県に對して請求することができる報酬の額の基準は、厚生大臣がこれを定める。

第二十一条の十 第二十一条の八第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求することができる報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者が負担することができないと認められる額とする。

第三十三条の五中「民法（明治二十九年法律第八十九号）を「民法」に改める。

第五十条第五号の二中「第二十一条の三」の下に「及び第二十一条の八」を加える。

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二（第二十一条の三第二項に規定する費用を除く。）及び第六号か

ら第七号までに規定する費用」を第五十条第五号の二から第七号までに規定する費用（第五十条第五号の二に規定する費用については、業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）に、同条第三項中「第一項」を「第二項又は前項」に、同条第四項中「第一項」を「第二項又は第五項」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

育成医療の給付を行い、又は業者に委託して補装具の交付若しくは修理を行う場合においては、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者に対し、当該都道府県が支弁すべき当該措置に要する費用の額から、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者が負担することができないと認める額を控除した額を、指定医療機関又は業者に支払うべき旨を命じなければならない。

本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を指定医療機関又は業者に支払つたときは、当該指定医療機関又は業者の都道府県に對する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

第三項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、同項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかつたため、都道府県においてその費用を支弁したときは、都道府県知事は、本

人又はその扶養義務者からその支払わなかつた額を徴収しなければならない。

第五十七条の次の次の一条を加える。

第五十七条の二 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、これを課することができない。

この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、これを差し押えることができる。

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）
2 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十三条第三項」の下に「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五第三項」を、「生活保護法第五十三条第四項」の下に「児童福祉法第二十一条の五第四項」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）
3 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の定めるところにより、育成医療に關する必要な診療方針及び

診療報酬を定め、並びに児童福祉施設の設備及び運営、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護につき、最低基準を定めること。

（地方税法の一部改正）
4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）」と改める。

若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に、「若しくは更生医療の給付」を、「更生医療の給付若しくは育成医療の給付」に改める。

第九十三条第一項中「若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法若しくは児童福祉法」に、「若しくは更生医療の給付」を、「更生医療の給付若しくは育成医療の給付」に改める。

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案
消費生活協同組合法の一部を改正する法律

第三条の見出しを「（名称）」に改め、同条第二項中「前項に掲げる文字」を「消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会であることを示

「文字」に改め、同条に次の一項を加える。

3 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会は、その名称を使用することを他人に許諾してはならない。

第十條第三項を削る。
第二十六條の次に次の一條を加える。

(規約)
第二十六條の二 会計又は業務の執行に關し、組合の運営上重要な事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

第三十九條第一項中「定款」を「定款、規約」に改める。
第四十二條中「第五十五條」を「第五十六條」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、民法第五十六條中「裁判所へ利害關係人又は檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「当該行政庁へ利害關係人ノ請求ニ因リ、又は職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

第四十三條第一項中第二號を第三號とし、以下順次一號ずつ繰り下げ、第一號の次に次の一號を加える。

二 規約の設定、変更及び廃止
第五十二條第四項中「五分」を「一割」に改める。
第五十三條の次に次の一條を加える。

(財務基準)
第五十三條の二 前三條に定めるものの外、組合がその財務を適正に

処理するために必要な事項は、厚生省令で定める。

第五十八條中「及び設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反する場合」を「設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な經營的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合」に改める。

第五十九條第二項中「前條」を「前項」に、「同條」を「同項」に改め、同條第五項前段中「第五十七條第一項の認可があつたものとみなす。」を「第五十七條第一項の申請書が受理されたものとみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。」に改め、同項後段を削る。

第五十九條の次に次の一條を加える。
(認可の失効)
第五十九條の二 第五十七條第一項の認可は、認可があつた日から六箇月以内に主たる事務所の所在地において設立の登記の申請がなされないときは、その効力を失う。

第六十二條第一項中第五號を第六號とし、第四號を削り、第三號を第五號とし、第二號を第四號とし、第一號の次に次の二號を加える。

二 定款に定めた存立時期の満了又は解散事由の発生
三 目的たる事業の成功の不能
第六十二條第二項を次のように改める。

2 前項第一號又は第三號に掲げる事由による解散は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第七十條第二項を削る。
第九十三條中「処分又は定款を守らせるために必要であると認めるとき」を「処分、定款若しくは規約を守らせるために必要であると認めるとき又は組合の運営が著しく不当であると認めるとき」に改める。
第九十三條の次に次の一條を加える。

第九十三條の二 当該行政庁は、組合に關する行政を適正に処理するために、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的情況に關して必要な報告を徴することができる。

第九十四條第一項中「又は定款」を「定款又は規約」に改め、同條第二項中「処分又は定款を守らせるために、必要であると認めるとき」を「処分、定款若しくは規約を守らせるために必要であると認めるとき、又は組合の運営が著しく不当であると認めるとき」に改める。
第九十五條第一項を次のように改める。

当該行政庁は、前條の規定による検査を行つた場合において、その組合が、左の各号の一に該当すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができ

一 その業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は規約に違反していること。

二 正当な理由がなくて一年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後一年以内にその事業を開始しないこと。

三 前各号に掲げるものの外、その運営が著しく不当であること。

第九十五條第三項中「又は第十條若しくは第十二條第三項の規定に違反した場合」を「第三條第三項、第十條若しくは第十二條第三項の規定に違反した場合又は第一項第二號に掲げる事由に該当する場合」に改める。

第九十五條の次に次の一條を加える。
(弁明の機會の供与)
第九十五條の二 当該行政庁は、前條第三項の規定による命令をし、かつ、必要と認めるときは、あらかじめ当該組合に弁明の機會を与えなければならぬ。この場合においては、命令の理由並びに弁明の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該組合に通知しなければならない。

2 当該組合及び利害關係人は、弁明の期日に出頭して、自己又は本人のために弁明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)
2 この法律による改正後の第五十九條の二の規定は、この法律の施行前になされた組合の設立の認可についても、適用されるものとする。但し、同条に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

3 この法律による改正後の第九十五條第一項第二號の規定は、この法律の施行前に成立した組合で、この法律の施行の際現にその事業を休止し、又はまだその事業を開始してないものについても、適用されるものとする。

○中山政府委員 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

日雇労働者健康保険法は、本年一月十五日から、全面的に施行され、三月からは保険給付が開始される運びとなりましたが、御承知のごとく、本法の給付内容は療養の給付及び家族療養費の支給三箇月となっており、制度発足以来常にその改善に腐心して来たところであり、今回の改正はその第一歩として、当面最も必要な給付期間の延長を行い、現行の三箇月を改めて六箇月としようとするものであります。

これに伴い昭和二十九年度予算案において給付費の割に相当する額を国庫負担として計上いたしているのがあります。

以上が提案理由の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

七

次にただいま上程せられました身体障害者福祉法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

身体障害者の障害を軽減または除去するための更生医療の給付につきましては、永年関係者の間において要望されていたところでありますが、これを昭和二十九年より実施することとし、また同法の適用を受ける障害の範囲につきましても、若干の改正を加える等の必要が生じて参りました。これが本法律案を提出する理由であります。

以下、本法律案の内容の大略を申し上げます。

第一に、身体障害者更生援護施設のうちに、難聴者更生施設を加えることとしたしております。これは現行法において欠けております難聴障害者に対する専門の施設を設けんとするものであります。

第二に、身体障害者に対して、その障害を軽減または除去し、もつてその更生に資するため更生医療の給付を行う旨を規定いたしております。この更生医療の給付は、原則として厚生大臣の指定した医療機関に委託して行うこととし、医療機関の指定等につきましては、おおむね他の立法例にならつております。

なお更生医療の対象者は全国で約五万を数え、昭和二十九年には国庫負担額（八割負担）約二千万円を計上いたしております。

第三に、本法の対象となる身体障害の範囲を規定している別表につきましては、現在本法の対象とされていない障害のうち、その程度より見てこれに

加えることが必要であると認められる若干の障害を加え、あわせてその表現について修正を行い、より正確を期せんとするものであります。

上述いたしました三点がこの法律案の主要な点であります。この他に、中央身体障害者福祉審議会に出版物、芸能等について推薦または勧告の権限を与える等の点について改正し、またこれらの改正に伴つて字句等について所要の訂正を加えることとしたしております。

なお附則におきまして、本改正に係る社会福祉事業法、社会保険診療報酬支払基金法等の一部を改正し、また本法との規定の調整をはかるため、戦傷病者戦没者遺族等援護法、生活保護法等の一部を改正することとしたしております。

以上がこの法律案の内容の大略であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを希望いたします。

次にただいま議題となつた児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を与えるために必要な医療すなわち育成医療の給付を行うこととした点であります。

たは言語機能障害のある児童に対ししては、従来児童福祉法の規定に基づきまして、保健所において定期的に療育相談を実施し、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対しまして盲人安

全つて、補装具の交付を行つておりますはか特に必要のある児童は、肢体不自由児施設等の児童福祉施設に入所の措置をとつて参つておるのであります。が、身体に障害のある児童は、これを早期に発見して早期に適正な治療の措置を講じますならば、比較的短期間にかつ低廉な費用で治療する可能性が多にいかかわらず従来このための予算が計上されることがなかつたのであります。これは身体障害児対策として画竜点睛を欠くものということができるのであります。このたび昭和二十九年年度予算案に三千百一十五万計上するとともに、児童福祉法に必要な規定を設け、身体障害児対策に一貫性を持たせることとしたのであります。

改正の第二点は、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対して交付することになつております。補装具の名称を整理し、補装具の交付または修理を行う機関を明記したことでありまして、従来からありました規定を身体障害者福祉法の規定に合せたものであります。

以上が改正案の主要であります。が、なにとぞ御審議の上すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

次に消費生活協同組合法の一部を改正する法律案提出の理由について御説明申し上げます。

消費生活協同組合法が施行されてから、すでに五年を経過いたしました。したが、その間、国民生活の安定と生活文化の向上のために組合が果たした役割は、相当大きいものであつたと考えられます。しかしながら、反面、経済事情その他の社会情勢の変遷に伴ひまし

て、組合の組織あるいは運営について、相当の変化が見られるのであります。中には、組合本来のあり方と相当かけ離れたものすら出て参つていく状態でありまして、そのような事態を規正することの必要性は、あらためて申し上げるまでもありませんが、そのためには、現行法の規定のみでは不十分であります。この際所要の改正を加える必要があります。これが、本法案を提出した理由であります。以下この法案の内容について、その要点を概略御説明申し上げます。

第一は、組合が市の中の中小商人などに組合の名義を貸すことを禁じたこととあります。最近、税の関係等から中小商人等が協同組合の名義を借りまして、組合もそれを容認するよう傾向が諸方に出て来ているのであります。が、このようなことは協同組合本来のあり方にも反しますし、諸種の問題を惹起いたしますので、この際、明文で禁止しようとするものであります。

第二は、都道府県の区域を越えます地域連合会は、傘下組合の指導連絡業務のみ認められておりましたが、同様な職域連合会は、一般組合事業を行うことも許されている点から考えて、この際これら地域連合会に対しても、会館、宿泊施設の経営とか、一般組合事業の経営を認めようとするものであります。

第三は、組合の業務運営を適切にするための技術的な修正でありまして、総会の議決事項に規約の設定、変更及び廃止を加え、財務を適正に処理する

ための必要な基準を定め、理事の欠けた場合の仮理事の選任を定める等の事項であります。

第四は、組合が、組合員の出資額に応じて剰余金を割りもどす場合の制限が、従来は、年五分を最高としておりましたが、出資の増強をはかるために、これを年一割まで引上げようとするものであります。

第五は、組合の設立認可の際の審査基準として、従来、法令違反、設立手続違反の有無等に加えて、事業を行うに必要な経営的基礎の有無を新たに加え、また組合からの報告徴収、行政監督等の規定についても、実情に即した修正を加えようとするものであります。なお、従来の解散命令については、特に慎重を必要とする点から、組合にあらじめ弁明の機会を与えることを新たに規定いたしております。

以上法案の要点について御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○小島委員長 ただいま議題となつた日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案等四法案についての質疑は次会に譲ることいたします。

○小島委員長 次に、小委員会設置、並びに小委員、小委員長選任の件についてお諮りいたします。先刻の理事会において協議いたしました結果、当委員会に食生活改善に関する小委員会及び人口問題に関する小委員会を設置すべきであるとの御要望がありましたので、当委員会に以上二つの小委員会を

設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議もないようですから、以上二つの小委員会は設置することに決しました。

次に小委員及び小委員長の選任を行うのでありますが、選任の手續に關しましては、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。なお以上の指名につきましては、後日公報において指名いたしますから、御了承をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。次会は明後二十六日午前十時より開会いたします。

午前十一時十七分散会

昭和二十九年二月二十六日印刷

昭和二十九年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局